

助成金交付規則

第1章 要旨

第1条：

本規程は、財団法人骨粗鬆症財団（以下「本財団」という）の適切かつ健全な運営を図るため、本財団寄付行為第4条に定める助成の対象になる者に交付する助成金等（以下「助成金等」という）について、必要な事項を定めるものである。

第2章 助成金の交付対象

第2条：

本財団は寄付行為第3条に定める目的を達成するため、次に掲げる基礎・臨床研究および調査に対して助成を行うものとする。

(1) 本邦における骨粗鬆症の実態の基礎調査・疫学研究

日本における骨粗鬆症ならびにその背景と関連疾患の現状、患者および発病の危険にさらされている者の数と分布、生活環境と習慣、栄養摂取などの危険因子の実態を明らかにし、またこれを改善し発病、悪化、合併症の発生を予防する手段を確立するための調査と研究への助成

(2) 骨粗鬆症の診断に関する研究

骨粗鬆症ならびにその関連疾患と合併症の診断基準、治療効果判定基準、および治療目標に関する研究の助成

(3) 骨粗鬆症の治療法の確立

薬剤療法その他、生活指導、運動療法とリハビリテーションによる骨粗鬆症の治療、その合併症ことに骨折の予防、これによる骨粗鬆症患者の自立した生活の確保と寝たきり状態の防止についての研究への助成

(4) 骨粗鬆症の病因・病態の研究

骨粗鬆症の発生の背景となる栄養・内分泌代謝調節、骨動態、さらに合併症としての骨折と骨格変形の機序と、その影響の解明のための臨床的実験的研究への助成

(5) 骨粗鬆症の予防健康教育の推進

骨粗鬆症およびその合併症の予防と骨の健康の維持に関する教育と啓発の効果的な方法と、その効果の判定に関する研究の助成

●申請者の募集及び資格

第3条：

助成金の希望者（以下「申請者」という）の募集方法は、公募とする。ただし必要に応じ、関連学会・大学等に対し推薦を依頼することができる。

申請者は、個人または団体のいかなるものとする。ただし、同一の研究または調査について他の財団の助成金等を受けていないことを条件とする。

●申請及び申請期間

第4条：

1. 申請者は、所定の申請書を本財団に提出しなければならない。
2. 申請の受付は、毎年10月1日から11月30日までに翌年度の申請を受け付けるものとする。ただし、特に必要が生じたときは、上記期間外においても申請を受けることができる。

●助成金交付決定手続等

第5条：

1. 本財団事務局長は、受け付けた申請者を、理事長の承認を得て、本財団寄附行為第35条に定める選考委員会に送付するものとする。
2. 選考委員会は、第2条の助成金の交付対象となるものを選考し、その結果を理事長に報告するものとする。選考委員会は、必要と認めるときは、申請者に対し追加資料の提出を要求し、あるいは口頭の説明を求めることができる。
3. 理事会は、選考委員会の選考結果に基づき、助成対象者を決定する。理事会は決定にあたり、必要に応じて選考委員の意見を聴取することができる。理事会で決定された事項に基づき、事務局長は、各申請者に決定事項と金額を内示するものとする。
4. 助成金は、全額または必要により分割した額をもって申請者に交付する。

●助成金の決定通知

第6条：

前条により決定された助成金の決定通知は、毎年事業年度の初めに行うものとし、申請者に対し書面により通知する。

●研究計画等の変更

第7条：

助成金の交付の決定を受けたのちに、研究計画などに関し、重要な変更をしようとするときは、理事長の承認を得なければならない。

●助成金の使用制限

第 8 条：

助成金を受けた者は、研究に直接必要な経費に使用しなければならない。

●整理保管

第 9 条：

助成金の交付を受けた者は、領収書および受取書など関係書類を整理保管しなければならない。

●報告

第 10 条：

助成金の交付を受けた者は、年度末に、収支について理事長に報告しなければならない。

●監査

第 11 条：

理事長は、必要があると認めるときは、理事会の承認を得て、助成金の交付を受けた者に対し、経理または研究の内容などにつき報告を求め、または監査することができる。

●研究結果の発表

第 12 条：

本財団は、助成金の交付を受けて実施した研究の全部または一部を、業績集として印刷その他の方法をもって発表することができる。研究結果の報告要旨は、骨粗鬆症関連の刊行物に掲載するものとする。

●刊行物の報告

第 13 条：

助成金により研究に従事する者が、その結果の全部もしくは一部を刊行または発表する場合は、その刊行物または別刷の一部を添付して、理事長に報告しなければならない。

●実績の報告

第 14 条：

助成金の交付を受けた者は、研究活動などの終了後 3 ヶ月以内に、実績および研究報告の要旨を理事長に報告しなければならない。

●助成金の決定の取消、中止及び返還

第 15 条：

助成金の交付を決定された者が、次の各号のいずれかに該当したとき、またはその事実が判明したときは、助成金の交付決定を取り消し、交付を中止し、またはすでに交付した一部もしくは全部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申し出または報告を行ったとき
- (2) 対象となる研究活動などが中止になったとき
- (3) その他この規程の目的に照してふさわしくないものと理事長が認めたとき

●細則

第 16 条：

本規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

●規程の変更

第 17 条：

本規程の変更は、寄附行為第 41 条によるものとする。同条の規程による変更決議があった場合は、理事長はその旨を厚生労働大臣に届け出るものとする。

●補則

本規程（改訂版）は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。